

もだま通信

No. 21 2011. 10. 1 発行

特定非営利活動法人
成年後見センターもだま
守山市洲本町 55 番地
蛸の里職員宿舎 202 号室
TEL・FAX 077(585)5839
Eメール modama.npo@triton.ocn.ne.jp



来年度以降の中期計画を策定し、関係機関に要望！

当法人も今年で4年目を迎えました。今後の法人の運営に関して、人員計画や業務計画を含めて、法人全体の中期計画を策定すべく、検討を行ないました。この中期計画にもとづいて、湖南地域の4市（草津市、守山市、野洲市、栗東市）に対して7月から8月にかけて説明をさせていただき、平成24年度以降についても更なる協力とバックアップをお願いしました。また当法人の運営を安定化させるために、湖南4市との契約方法や契約内容についても、見直しをお願いしました。その結果を受けて9月17日、臨時の理事会を開き、今後の対応につき協議を行ないました。



**法人後見の累計受任数が
30人を超えました**

平成20年に、もだまが活動を開始してから今年で4年目を迎えました。その間、年々法人後見の受任数が増加し、ついに平成

23年9月末時点で累計で34名の方々の法人後見を受任させて頂くようになりました。（うち3名の方は、ご逝去されました）今後23年度中に、さらに7名の方々の法人後見を受任し、累計で41名の方々に達する予定です。

年度	受任件数	累計
平成20年	5	5
平成21年	8	13
平成22年	11	24
平成23年	*10	*34

*は23年9月末時点です

障害者にかかわる法改正や新しい法律の整備が進められています。

障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の成立、障害者総合福祉法の骨格案の提示、障害者差別禁止法の新法検討など相次いで法律の整備が行なわれています。これは、日本国内の障害者関係の法整備が遅れており、障害者権利条約という国際法に批准できない状況を解消しようと、障害者制度推進会議が中心になって押し進めてきたものです。

障害者基本法では、障害者の問題は、個人や家族の問題でなく社会の問題として捉える点が大きな改正のポイントです。また障害者の定義や障害者を取り巻く社会的障壁（事物、制度、慣行、観念）の除去を目指すことが謳われました。

障害者虐待防止法では、擁護者、福祉施設従事者、使用者からの虐待防止に対する防止策が織り込まれていますが、学校、保育所、病院での虐待については、今回の枠組みから外れることとなりました。また市町村に、障害者虐待防止センター、都道府県に、障害者権利擁護センターが設置され、虐待防止に努めることとなりました。

障害者総合福祉法では、全体の骨格案が提示されました。まだ検討段階ではありますが、自立支援法に代わる重要な法律となります。改善される点も多いのですが、施設入所支援の廃止など重度の知的障害者にとっては、厳しい内容となっており、今後の見直しや改善が強く望まれます。

